特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	在宅要介護者紙おむつ等支給に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、在宅要介護者紙おむつ等支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和6年12月18日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称 在宅要介護者紙おむつ等支給に関する事務					
②事務の概要	奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則に基づき、在宅の寝たきり又は認知症等の要介護者に対し、紙おむつ、尿とりパット及びおむつカバーを支給することにより、当該要介護者及びその家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図る。奈良市は、「奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)別表第一68の項の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①紙おむつ等支給申請に関する事務 ②支給決定者に対する、資格要件確認に関する事務				
③システムの名称					
2. 特定個人情報ファイル名					
紙おむつ等支給情報ファイル					

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号利用法 第9条関係 別表 100の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	(情報提供の根拠)なし(在宅要介護者紙おむつ等支給に関する事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない)				
	(情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項				

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部長寿福祉課
②所属長の役職名	長寿福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した 適用した理由 []適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		令和6年10月31日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		年10月31日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の	の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	,重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 「又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か						
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Г	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が酵されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている] 2)十分である 3)課題が残されている				
判断の根拠	バー登録や副本登録の際には、 情報又は住所を含む3情報による 定個人情報の取扱いに関して手	マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン 本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際に る照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で 作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行 トるリスクへの対策は十分であると考えられる。	こは4 で特			
9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検	[〇] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている] 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不4) 委託先における不正な使5) 不正な提供・移転が行わ6) 情報提供ネットワークシス	5リスクへの対策 務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 正に使用されるリスクへの対策 用等のリスクへの対策 れるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 滅失・毀損リスクへの対策				
	<選択肢> 1)目的外の入手が行われる 2)目的を超えた紐付け、事 3)権限のない者によって不 4)委託先における不正な使 5)不正な提供・移転が行わ 6)情報提供ネットワークシス 7)情報提供ネットワークシス 8)特定個人情報の漏えい・ 9)従業者に対する教育・啓 [十分である	5リスクへの対策 務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 正に使用されるリスクへの対策 用等のリスクへの対策 れるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 滅失・毀損リスクへの対策)			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	評価書様式改正に伴う変更				
令和6年12月18日	公表日	令和5年7月11日	令和6年12月18日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	I - 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 番号利用法 第9条第1項 別表第一 68の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第50条第11	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 番号利用法 第9条関係 別表 100の項	事後	その他の項目の変更であり事 前提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月18日	I -4-②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(在宅要介護者紙おむつ等支給に関する事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) (1)番号利用法 第19条第8号 別表第二 9 4の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第47条 第14号	(情報提供の根拠) なし(在宅要介護者紙おむつ等支給に関する事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第 2条の表 132の項	事後	その他の項目の変更であり事 前提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月18日	Ⅱ -1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和6年10月31日時点	事後	その他の項目の変更であり事 前提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月18日	Ⅱ -2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和6年10月31日時点	事後	その他の項目の変更であり事 前提出・公表が義務付けられ ない